

エルタ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（一体型）重要事項説明書

（令和7年4月1日現在）

説明日：令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から定期巡回・随時対応型訪問介護看護についての重要事項の説明を受け同意致しました。

【事業者】	法人名 認定特定非営利活動法人 エルタ エルタ定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
	住所 福島県福島市東浜町10-16
代表者	理事長 小林 康男 (印)
	説明者 (印)
【利用者】	住所
	氏名 (印)
【代理人】	住所
	氏名 (印) (本人との関係：続柄)

1 エルタ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の概要

(1) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	認定特定非営利活動法人エルタが開設するエルタ定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の適切な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の円滑な運営管理を図ると共に、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保することを目的とする。
運営方針	事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るよう、定期的な巡回又は随時通報により、その居宅を訪問し、入浴、排泄、食事の介助、その他の生活全般に亘る緊急時の対応等の援助を行う共に、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものとする。又、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(2) 事業所の概要

設置者名	認定特定非営利活動法人 エルタ
代表者	理事長 小林 康男
事業者名	エルタ定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
管理者名	管理者 早坂 智恵
所在地	福島県福島市東浜町10-16
電話番号	TEL：024-573-0679 FAX：024-573-1689
介護保険法	事業者番号 第0790101166

(3) 当事業所の職員体制

職種	職員数	業務内容
管理者	常勤兼務（1名）	職員・業務の一元管理・法令順守の指揮命令。
計画作成責任者	常勤兼務（1名以上）	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における計画作成・サービス利用調整、サービス内容の管理。
オペレーター	常勤兼務（1名以上）	利用者、家族からの通報、相談受付対応・サービス利用調整、サービス内容の管理

定期巡回・随時対応サービス等を行う訪問介護員等	常勤兼務 提供する為に必要な人数	① 定期巡回サービス 予め計画作成責任者が定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成し、その計画に基づき、訪問介護員が定期的に利用者の居宅を巡回して日常的な世話、援助等。 ② 随時対応サービス 利用者又はその家族等からの通報を受け、オペレーターが通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員の訪問若しくは看護師等による対応の可否等を判断。 ③ 随時訪問サービス 訪問の可否等の判断に基づき、訪問介護員又は訪問看護師より利用者の居宅を訪問し、必要な介護・看護のサービスを提供。
訪問看護サービスを行う看護師等	常勤兼務 (常勤換算) 2.5名以上	主治医の指示によりご利用者の居宅を訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助等。

(4) 事業所受付窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日 ～ 金曜日（土・日・祝祭日）を除く
営業時間	8：30 ～ 17：30

(5) サービス提供可能な日と時間

サービス提供日	365日
サービス提供時間	24時間

2 通常のサービス提供地域

サービス提供地域	福島市（東浜町、腰浜町、堀河町、八島町、入江町、桜木町）
----------	------------------------------

※通常のサービス提供実施地域の利用者は、交通費の自己負担はありません。

通常のサービス提供実施地域以外の利用者の方から居宅介護支援の要請があった場合は、実施地域の境界から1km当り50円（片道、消費税込）の交通費がかかります。

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成	① 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成する為の具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成します。 ② 利用者に応じて作成した計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。 ③ 計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付します。 ④ 作成にあたっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行います。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容	① 利用者又はその家族に対する相談、助言等を行います。 ② 利用者から随時の連絡に対する受付、相談等を行います。 ③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、排泄介助、体位交換介助、移動介助・移乗介助、その他の必要な介護を行います。 ④ 利用者からの随時の連絡に対応した排泄介助、体位交換、移動・移乗介助、その他の必要な介護を行います。 ⑤ 主治医の指示による、療養上の世話又は必要な診療の補助等を行います。

